

松阪市飯南・飯高管内浄化槽事業の今後のあり方検討委員会の会議結果報告

1.会議名	第5回松阪市飯南・飯高管内浄化槽事業の今後のあり方検討委員会
2.開催日時	令和元年10月25日（金）午前10時～午後0時15分
3.開催場所	飯南コミュニティセンター 2階会議室
4.出席者氏名	（委員） ◎岩崎恭彦、小山利郎、瀧本和彦、瀧本泰介、岡田るみ子、 平野克江（◎印は委員長） （事務局） 環境生活部 村林部長 環境生活部飯南・飯高環境事務所 竹内所長、金谷主査、中西主査 環境生活部環境課 鈴木係長
5.公開及び非公開	公開
6.傍聴者	1人
7.担当	松阪市環境生活部 飯南・飯高環境事務所 TEL 0598-32-2512 FAX 0598-32-2557 E-mail iikankyou@city.matsusaka.mie.jp

<事項>

1.委員長あいさつ

2.報告事項

- ・前回の内容確認について

3.協議事項

- ①浄化槽事業の維持管理に関するアンケート結果について
- ②答申（素案）について

4.その他

会議録 別紙

第5回松阪市飯南・飯高管内浄化槽事業の今後のあり方検討委員会議事録

1.開催日時：令和元年10月25日（金）午前10時～午後12時15分

2.開催場所：飯南コミュニティセンター 2階会議室

3.出席者

出席委員：◎岩崎恭彦、小山利郎、瀧本和彦、瀧本泰介、岡田るみ子、
平野克江（◎印は委員長）

事務局：環境生活部 村林部長

環境生活部飯南・飯高環境事務所 竹内所長、金谷主査、中西主査

環境生活部環境課 鈴木係長

4.内容

（1）委員長あいさつ

-委員長のあいさつ-

（2）報告事項

・前回の内容確認について

会議結果報告の確認

-事務局から説明-

【委員】

市長が意見聴取会の席上で、「皆さんの意向を尊重して、これからの施策を整えていきたい。」ということ言われていたので、「ありがたいな。」という思いを感想として述べさせていただきます。この間の意見聴取会での意見としては圧倒的に、持続可能な形で、「現在の制度を続けてほしい。」との意見が多かったと思います。

【委員】

維持管理のアンケートの結果や、意見聴取会に出席された皆さんの意見を聞きながら思ったのですが、検討委員会での意見と皆さんのご意見と一致したものが、多数あったと思います。これから、ますます高齢化社会となりますので、できれば今の形で続けていただければと思います。

【委員】

私も同じです。やはり、不安な部分がたくさんありますので、この制度を維持していただければありがたいと思います。使用料については、今後、検討をしていただけたらいいのかなと思います。変わるということにすごく不安があります。今後、年をとったときにどうなるのだろうということがありますので、現状のまま続けて行けたらうれしいです。

【委員】

アンケートの意見を読んでいたら、やはり、「今のままがいい。」と書いてあります。そん

な中で、どれだけ値上げをするのかを心配しているとも書いてありました。値上げの金額までは検討委員会ではタッチをしないし、行政におまかせすることなんですが、どこまで上がるのかについては自分自身も気になるところです。10年、20年、30年後を考えたときに、その時にはどれくらいになるのかが私はすごく気になりました。

でも、皆さんの意見と、私たちが今まで検討してきた意見が同じだったというのは、すごく安心しました。

【委員】

「不利益を被るんじゃないかという不安感があって、その不安感が拭えないと合意できない。」といった意見があったかと思います。やはり、住民の方に理解してもらおうとすると、浄化槽の年間使用料と維持費、他の地域の維持費とを比較した資料が必要なのかと感じます。

【委員】

私も感想ということになりますが、「制度の導入時は、環境保全のための事業であった。」ということで、その角度から見たご意見が多かったかと思います。金額とか条件面を明らかにしていくというのも重要ですが、他方で、この制度が、どういった思いで導入されたのかというようなところも、市民の皆さんが強く自覚を持たれておりましたし、私たちも、そのことを強く認識したうえで検討していくことが必要かと思いました。

(3) 協議事項

①浄化槽事業の維持管理に関するアンケート結果について

-事務局から説明-

【委員長】

維持管理については、「引き続き、市整備型でお願いしたい。」という意見が、委員会でも、アンケート結果でも多くあったかと思います。また、意見聴取会でも同様のご意見が多かったと思いますので、これを土台にして答申案の検討を進めていきたいと思います。

【委員】

感想ですけれども、この間の意見聴取会や委員の私たちが考えてきた内容と、ほぼ同じ方向が示されているのではないかと思います。これが答申に反映されてくるのかなと思いました。

【委員】

私たちが検討をしてきた結果が、そのまま、このアンケートにも表れてきたかと思います。意見聴取会には多くの方が出席していただきました。浄化槽事業について、意識を高めていただけたのは意味があったのかと思います。

②答申・素案について

-事務局説明-

【委員長】

説明のあった新しい2つの課題については、委員会で、まだ検討がされていない事項ですので、この件に関してご質問等がありましたらお願いします。

【委員】

例えば、浄化槽が破損した場合に、個人管理では多額の取り替え経費がかかると思います。最低でも5人槽だと100万円くらいかかるということです。年金暮らしの方が多いので、今まで通りの事業を継続していただきたいと思います。

【委員】

課題⑤の「市整備事業は旧町時代から開始し、合併後も継承された事業であり、飯南・飯高管内に特化しているため、他地域との公平性を考える必要がある。」と書いてありますが、この文章の意味する最後の部分は、飯南・飯高管内に特化しているから、飯南・飯高管内は厚い恩恵を受けている。だから、他地域は損をしているのではないか。だから公平性を考えていく必要があるという意味ですか。

【事務局】

合併してから10年以上が経っているということで、これは浄化槽事業だけに限ったものではなく、市としても、いろいろな事業の見直しをしていかなければならないということです。

この事業は合併前から行ってきており、「櫛田川に流れ込んでいる生活雑排水を市整備型事業できれいにしていこう。」ということで始まっています。また、飯南・飯高管内以外は、ご存知のように個人設置型となっています。2つの事業を統合していくのかどうかのご検討をいただくということです。

個人負担については、個人設置型だと個人が設置して市から補助金を出すということで、初期投資に関してある程度の費用の持ち出しがあります。また、公共下水道に関しても、入るときには分担金が必要ですし、農業集落排水事業でも負担があるということです。しかしながら、この管内の浄化槽事業については、標準型だと個人からの工事分担金は徴収しません。制度の違いとか、また、管理方法も違います。そういった形も含めて、いろいろな課題があります。

【委員】

意見聴取会での市長の返答の中で、個人設置型にしても市整備型にしても、長いスパンで見るとトータル的には同じになるということでした。今の私たちが受けている制度の中では、初期コストはかからないが、維持管理の時に毎月、使用料を払っていくのだからトータル的には同じになるといったような意味のことが書いてありました。今まで数字をきちんと出してもらっていないためよくわからないのですが、ここの文章を見ると、不公平であるから、公平性を考える必要があるというような表現に読み取れます。そのあたりは、数字なりを説明してもらって理解をさせていただきたいと思います。

【事務局】

松阪市の排水事業それぞれの具体的な金額とか、トータルコストというのは把握できていないのが現状です。以前から委員の皆様からも、「必要な金額を明示しては。」との意見をいただいておりますが、各事業の内容も違っており、地域間での差もありますので、それぞれの事業を照らし合わせることが難しいということがあります。浄化槽の設置事業と維持管理について、トータルコストが果たしてイコールになるのかどうかは、はっきりとした数字が出せないのが現状です。

【委員】

私も平成8年頃、事業開始時にこの議論をさせていただいた覚えがあります。その当時、この事業は継続的なものであるということを聞いた記憶がありますが、平成17年当時の合併時のすり合わせがどうなっていたのか、そのあたりはよくわかりません。いずれにしても、市民は、「この事業は継続的なものである。」という思いがありますので、そのあたりから見ても、やはり、継続を選んだ方がよいのかと思います。

【事務局】

合併当時のすり合わせでは、旧飯南町については事業開始時には10%の工事分担金がありました。旧飯高町については、標準型では個人負担は無しということでした。そうした中で、合併時にすり合わせを行い、専用住宅で標準型の工事分担金は無しということになりました。

市整備型事業については、本来なら、国の事業概要では、「工事分担金は10%程度を受益者から徴収するのが望ましい。」となっています。ですから、国の基準に当てはめると、個人から10%程度の分担金を徴収させていただくことが、この事業を持続可能なものにしていけないのではないかと思います。現制度において、標準型では個人負担を徴収しないということは、公平性から考えると、他地域や各事業に対してどうなのかという話が出てきます。設置時に10%程度の負担をいただいたときにトータルコストがイコールくらいになるのかなと思います。

【委員】

答申の素案では課題が出ていますが、この課題を念頭に置きつつ、今後の方向性の中で、

課題を解消できるような手立てをしていきたいということですか。そうすると、国が行っている基準として、設置するとき 10%程度の負担をしてもらおうということですか。

【事務局】

委員の皆様からご意見をいただいて答申が完成しますので、まずは、委員の皆様がどう考えておられるのか、検討委員会で方向性を決めていただいて、そのうえで、市が実施することができる方策を考えていければと思います。市長も言っていますが、「委員の皆様の意見を尊重します。地域の皆様の意見も尊重させていただきます。」ということで、この事業を今後どうして行くのかについては、皆様のご意見により、決めさせていただくのが一番良いのではないかと思います。

【委員】

個人負担は無い方がいいのですけれども、これから先の財政運営も考えると、負担があってもやむ得ないのかなあ、という思いもしないではないです。これから先、この事業を運営していくにあたり、財政上、厳しいというのであれば、市民の皆様にも理解をしていただかなければならないのかと思います。

【委員長】

答申をどのように取りまとめていくのかについては、後ほどご意見をいただこうと思います。

先ほどご意見をいただいた課題⑤のところですが、公平性についてのご指摘をいただきました。ここからは、私個人の意見ですが、公平というのには、同じ条件でかつ同じサービスを受けているのに、地域によって負担が違うという場合に、それを不公平というのでしょうか、この事業は、環境保全の目的で導入された制度であって、ただ単純に、金額だけでそれが公平なのかどうかの比較は難しい問題だと思います。市長は、意見聴取会の時に、「制度的なものについて統一できるものは統一していきたい。」という発言をされていますが、それは、不公平の問題というよりは、制度の不統一とかの問題かと思います。市民の皆さんからいただいたご意見も踏まえながら、この制度をどのようにしていけばいいのかということ、さらにご検討いただければと思います。

【委員長】

これまで意見交換がされていなかった 2 つの課題に関しても、ご意見やご質問等がございましたらお願いしたいと思います。

【委員】

ちょっと事情が変わってきたという感じがします。1 つは合併時の取り決めが維持できるかどうかという話と、もう一つは、飯南・飯高管内で個人設置型を導入するにあたり、壊れたら町が直すような取り決めがあった話ですが、これについても、今後、どうするの

かということです。この2つのことについては、少し掘り下げて話をするのがよいかと思います。

【事務局】

設置についてはA案とB案、管理についてはC案とD案がありますが、2つの課題も含めて皆様のご意見をいただければいいかと思います。意見聴取会での意見とか、これまで実施したアンケート結果など、いろいろなご意見もいただいておりますので、それも含めて、どうしていけば良いのかをご検討をいただければと思います。

【委員長】

これまで検討員会では、制度に関して何らかの見直しは必要ではないかというような角度から、各案について検討なり、ご意見をいただいていたと思うのですが、新しい課題などが出てきて、それも含めてどうするのかということだと思います。例えば、設置に関してB案、維持管理についてD案というような考え方が委員会の答申としてありうることを前提として、皆様にご意見をいただくことにしてよいかどうかについて、事務局の見解をお聞かせいただいてよろしいでしょうか。

【事務局】

先ほど説明をさせていただきました今回の課題も含めて、A案とB案、C案とD案を選んでいただければよいかと思います。

【委員長】

では、今後の方向性について、当委員会としてどのような方法で取りまとめていくのかについてお諮りをしたいと思います。

まず、設置事業についてご意見をいただきたいと思います。今は、A案とB案に分かれています。単純に2つではないのではないかと思います。A案でいくと、浄化槽が壊れた場合の更新時の個人負担は全額になります。B案だと更新時の負担は標準タイプだとゼロとなるんだけどどうなのか。合併前だと10%の個人負担を実施していたような地域もあったとのこと。

壊れたときに全額ではないまでも、一定のケアが必要ではないかというような観点からすると、ゼロか全部かということではなくて、一部は負担をしていただくというような整理の方法も、おそらくは有りかということも考えられます。今はA案、B案のゼロか、全部かという形で整理をされていますが、やはり多少のケアは必要だとはいえ、全額負担ではなくて、一部個人負担はしていただく必要はあるというようなことも含めて、ご意見をいただければと考えています。

【委員】

いろいろと議論をしてきた話の中で考えると、個人設置型になると更新時には100%

の負担になります。できれば多少の負担はしながらでも、市でやっていただくという方法を考えるとB案の方が良いのかなと思います。

【委員】

設置事業については、私はB案だと思います。いろいろな課題を含めてのB案ということなら、この但し書きのあたりで、「永続的な」というものではなくて、もう少し短いスパンで、変更も可能な形の文言を選ぶ方が良いのではないかと思います。永続的というと、「この事業をずっとやっていきます。20年後、30年後には変わるかわからないよ。」というような受け取り方になりますが、そうではなくて、もう少し柔軟な手立てができるような答申にしていければと思います。

地域代表、利用者代表として思うことは、できるだけ負担は少なくとの希望はありますが、この制度が維持できなくなると困るので、持続可能な形で考えていければと思います。

【委員】

私もやはりB案で、この事業を継続してほしいと思っています。介護保険だったら、収入に応じて1割負担、2割負担、3割負担に分かれています。壊れたときに新しく設置するときの個人負担についても、負担の仕方とかについては、そういったものも検討していただければと思います。

【委員】

B案でお願いしたいです。合併時に飯南・飯高ですり合わせをしたときにこうなったと言われても、利用者としては、今まで普通に使ってきて、今更、そんなことを言われても私はその時の話も分かりません。現状維持というのが一番望ましいと思うのですが、それは継続していくために無理があるということは、市からの話とかを聞いてわかっているので、金額的なこととか、事業の見直しもあるかもしれませんが、B案でお願いをしたいと思います。

【委員長】

地域代表の皆さんや利用者代表の皆さんからは、自己負担の仕方も考えながら、制度としては、市整備型で事業の継続をしてほしいということでご意見をいただきました。意見の方向としては、B案がベースになろうかと思います。

ただ、その但し書きの部分について、もう少し短い期間での見直し、改善が可能なようにしてはどうかというご意見ですとか、さらには、何らかの方法、個人負担についても検討をしてはどうかとのご意見もいただきました。これらについては、引き続き検討をしていきたいと思います。設置事業については、さしあたって、このような方向で考えて取りまとめをさせていただいてよろしいでしょうか。

-委員、了承-

【委員長】

続きまして、維持管理について、C案、D案のいずれを当委員会の方向とするかについてご検討をいただきたいと思います。

【委員】

この制度は、櫛田川上流に住む者の責任として、「下流に住む皆さんのために川をきれいにしよう。」ということで始まっている事業なので、それを維持していこうと思うと、やはり、D案かなという思いです。場合によっては、多少の値上げも必要かと思いますが、皆さんが納得しやすいような表現ができればいいのかなと思います。

【委員】

私も維持管理についてはD案でお願いしたいと思います。理由というのは、今まで私たちは、地域の人間として、また、利用者として事業の継続を考えてきました。意見聴取会やアンケートの意見にもありますが、継続でお願いしたいと思います。それ相応の負担はやむ得ないだろうとの覚悟をしてD案でお願いしたいと思います。

【委員】

私もD案です。使用料については現状維持の方がうれしいですが、アンケートの結果にもありましたように、もし上がったとしても、市に管理をしていただいた方がありがたいと思っています。

【委員】

私もD案でお願いしたいと思います。皆さんと同じ意見ですが、主婦として、利用者の立場としては、自分でいろいろな手配をすることなく、口座からの引き落としだけで済み、市に管理をしてもらうのはありがたいことです。使用料の金額については、少し気になるところではあります。

【委員長】

維持管理については、D案ということをして4人の方からいただきました。「使用料の引き上げに関してはやむ終えないところもある。ただ、そうであっても、どれくらいの額に引き上げるのか。」というようなことが示されていない中で、不安感や不信感があるということだとか、更には、「引き上げがあるにせよ、相応に理解をしていただくような方策も同時に進めていく必要があるのではないか。」とかのご意見をいただきました。

【委員】

皆さんのご意見もアンケートの結果でも、地域内の公平性が担保される意味でD案がいいということでした。アンケートにしても、「もし、使用料が上がったとしてもD案がいい。」といったようなお答えが多かったと思います。可能であれば、引き上げ時のルールというも

のが何か示せれば、さらにいいんだろうなという感じがします。「こういった状況になったら値上げしますよ。」といったようなものです。

【委員】

使用料の設定については、その根拠がはっきりとしていた方が良いと思います。アンケートの意見にもありましたが、委託業者との関係で、「もっとコストを抑えられるところがあってもいいのではないか。」との意見もあったので、行政としてもそのあたりを考えてほしいと思います。

【委員長】

ありがとうございます。経費が嵩んでいくとしても、直ちに使用料の引き上げではないだろうということだと思います。それ以前に、「できる努力をきちんとして、それでもなお、引き上げが必要になるのはどういう事態なのかということも、明確にしていく。」そうしたご意見もいただいたと思います。これについても、答申の取りまとめに向けて、検討をしていきたいと思います。

A、B、C、D案のレベルでいきますと、当委員会がどのような方向で答申を取りまとめしていくのかの方向性は見えてきたように思います。

設置事業に関してはB案。ただし、今後の見直しのスケジュールですとか、さらには、個人負担のあり方などについても、合わせて検討していく。

維持管理についてはD案。使用料の引き上げがあるにせよ、地域の方の理解が得られるように進めていく上で、「直ちに引き上げるのではなくて、まず、できるところについては努力をしていく。」とか、更に、それでもなお、引き上げが必要になるのはどのような場合なのかということについても、しっかりと示したうえで、きちんと地域の方にご理解をいただく、このような方向かと思います。

今後の検討の仕方について、事務局から提案がありましたらお願いします。

【事務局】

皆さんからのご意見にあわせて、事前にいくつかのパターンで、たたき台となる資料を作らせていただきました。検討委員会の意見として、B案とD案となりましたので、その資料を配布させていただきます。

—事務局から資料を配布、資料の説明—

【委員】

説明にもありましたが、50人槽では工事費が1000万円近くになるということです。事業所については営利目的となりますので、ある程度、負担してもらう方向で考えていただくのが良いかと思います。やはり、個人の浄化槽を優先的にしてもらった方が、皆さんからもご理解をいいただけるのかと思います。

【事務局】

個人設置型事業については、10 人槽までが事業の対象になっているため、大きな人槽には補助金は出ません。今後、市整備型の採択要件を 10 人槽までとすると、11 人槽以上は該当しません。一般家庭とか、小さな規模の事業所等については、今まで通りの制度が続けられ、更新も可能となります。

2 つの案が考えられます。1 つは、「10 人槽までに限るとしておいて、それ以上の 50 人槽までについては外していく方法」と、もう 1 つは、「今まで通りの 50 人槽までとするけれども、11 人槽から 50 人槽までは工事分担金を多くもらう」とか、そういった考え方もあるのかと思います。飯南・飯高管内の水を守っていくなかで、どちらがふさわしいのかを考えていただくのも 1 つの方法かと思います。

【委員】

過疎地域に事業所が来ていただこうと思ったら、ある程度、全額を自分で負担するのは、きつい部分もあるかと思います。しかしながら、営利目的の事業としてやるのだから、もし、設置する時には負担金は多くてもいいのかなと思います。市の年間予算が決まっているのであれば、専用住宅で新築や転換を考えている家庭が、予算オーバーで来年度へ回されるというのもどうなのかと思います。そのあたりも、考えていきたいと思います。

【委員長】

現制度の見直しの方法に関しては、これからご意見をいただくとして、大筋では皆さんからのご意見に大きな異論はないのかと思います。事業所について、自己設置をしていただくとか、あるいは分担金の様な方式をとるのか、その具体的などころまで、私たちの答申というところで示す必要がありますか。

【事務局】

答申としては、市が今後、この事業を行っていくことに対しての大筋の方向性をお示しいただければよいかと思います。ただ、50 人槽まで含めるのかどうかについては、大きな課題となりますので、答申で示していただく方がよいのかと思います。

【委員長】

今の制度を存続していくとして、見直しも必要だということが資料に示してあります。事業所についての取り扱いを専用住宅と切り分けるということです。

切り分けようとする場合は、何らかの基準が必要で、個人設置型では 10 人槽までが浄化槽の補助金の対象になっているのでこれと歩調を合わせて、「10 人槽より大きいものについては、別として考える。」ということを提案していただいています。これについて、ご意見やご質問等ありましたらお願い致します。

【委員】

イメージが沸かないのですが、50人槽とはどんな建物なんですか。

【事務職】

例えば、大きな人槽が必要なのは大規模工場とか、厨房のある飲食店などです。

建築物の用途別による浄化槽の種類の算定基準では、専用住宅の場合は、延床面積で130平方メートル以下が5人槽、それ以上は7人槽を設置することとなっています。また、浴室と台所が2つ以上ある場合は2世代住宅となりますので10人槽となっています。

工場の場合ですと、面積や利用人数等で決まります。また、事務所だと厨房施設の有無や床面積、利用人数等で変わってきます。設置については、大きな人槽ほど工事費用は必要になります。例えば50人槽だと1,000万円くらいかかりますので、5人槽の標準で工事費が100万円だとしたら、10基分くらいの予算を使うことになります。

【委員長】

個人設置型事業では、一般住宅及び併用住宅に設置される10人槽までの浄化槽が補助金の対象となっています。ご説明のあった厨房のない事務所だと5人槽くらいで十分な場合があるということでしたが、それは、個人設置型事業では対象外となるのですか。

【事務局】

個人設置型事業では対象外となります。

【委員】

10人槽までというのが見えているのであれば、言い方次第だと思います。「10人槽以内はできる。」というのか、「一般住宅とする。ただし10人槽までの併用住宅を含む。」というのか、「一般住宅及び併用住宅とする。個人ただし10人槽以内の小規模事業所を含む。」というのか、私は最後の言い方がいいのかなと思います。

【事務局】

事業所を除くとなると、その理由も必要ですし、事業所にも説明をする必要があります。人槽で決めていただくと、「10人槽までは、今まで通りできますが、それ以上は要件に該当しないためできません。」ということで、人槽の区分だけで説明ができます。個々の事業所に説明をしなくても、制度的に、「10人槽までが対象です。」ということで説明ができますので、スムーズな対応ができると思います。

【委員長】

用途に関わらず10人槽までという形で、数字で割り切るという方向で整理をさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。表現方法も考えていただきながら、次回の答申案に反映させていただければと思います。

【委員長】

設置事業の課題の2つ目ですが、工事分担金について他事業と比較した見直しが必要と考えられるというところです。これについては、この程度の表現でよろしいでしょうか。具体的にどれくらいの負担になるのかとかはどうですか。

【事務局】

まず、工事費の10%というのが基準になっております。具体的に割合を入れていただくのか、もっと深く明記していただくのかもありますが、今回の検討委員会で、「見直しが必要である。」ということを決めていただければ、次回の答申に事務局案を提示させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

私があるところで聞いたところでは、松阪市の旧市内では30%くらいの個人負担があるのではないかとされていました。30%の負担は大変なので、制度に合わせて10%くらいの負担になればありがたいかなと思います。10%ということは、旧飯南町でいうと合併前に戻るということですね。

【事務局】

今のやり方では、標準型については工事分担金無しとなっており、トータルコストがイコールとはならないと思いますが、もし、工事分担金を徴収するとなれば、トータルコストがイコールに近い数字になるのかと思います。今の制度では、オプション部分のみ10%をいただいています。また、事業所は工事費全体の10%~20%を徴収しています。そのあたりも、事務局案を作り、次回の検討委員会で協議していただければと思います。

【委員長】

具体的な負担分については、次回の委員会でご検討をいただくとしたいと思います。工事分担金については他事業と比較した見直しが必要だということを確認させていただいてよろしいでしょうか。

-委員、了承-

【委員長】

設置事業について、見直しのタイミングについてはよろしいですか。

【事務局】

設置事業については、答申に基づいて、市がどのように対応していくのかを検討し、見直していくことになります。これには、周知期間も必要ですし、準備期間も必要です。

1年の周知期間とすれば、令和2年度の1年間で周知して、令和3年4月から新しい制度を実施するということになります。個人から工事分担金を徴収するとなると、そのあたりの周知期間をどうするかということもあります。それを1年間とするか、もう少し周知期間を長くして2年間とするかとかが考えられます。

【委員】

計画して、議会の承認が必要だということでしたら、今からやっても1年間では無理ではないですか。最低でも、2年間は必要なのではないかと思います。

【事務局】

そのあたりについても、次回の検討委員会でご協議をいただければありがたいと思いますのでよろしくお願いします。周知期間等も考えたうえで、あり方検討委員会で方向性を出していただきたいと思いますので、それをもとに制度の見直しをして、周知をすることになります。市民の方にも納得していただけたような制度に改正していきたいと思います。

【委員長】

それでは、維持管理についてご意見をいただきたいと思います。「使用料の見直しに関してルールの設定があってよいのではないか。」とか、または、「直ちに見直しありきではなくて、その前にすべきことがあるのではないか。」ということで事務局の案として示していただいています。これについて、ご意見等ありましたらお願い致します。

【委員】

減免制度の見直しというのは65歳以上の非課税のことですよ。これを見直すということですか。減免制度を申請している人は、それこそ、年金生活の方とか、高齢者ですよ。

アンケートでも、こうした方は、「今の金額で現状維持してほしい。」「年金生活者にはつらい。」とか書いてあるのに良い方向に見直すならいいけど、悪い方向に見直すのはどうかと思いますが。

【事務局】

もし、事業を継続していくとなると、今後このエリアについては、高齢化が進んでいくだろうと想定されますので、今後も減免は増えていく可能性があります。そうすると今のままで維持管理をしていくと、減免が増えた分を使用料に上乗せすることもありますので、その点も踏まえて減免を継続するのか、継続するとしても割合を増やす、割合を減らすとか、そういった面も含めてご検討をしていただくとありがたいと思います。

今、浄化槽事業も公営企業会計への移行を計画しています。そうすると、一つの企業として、収支のバランスをとらなければならなくなります。収支を合わすとなると、減免も含めた使用料について考えていかなければならなくなります。

【委員】

減免を考えなかったとしたら、維持費が安くなるケースもあるかと思うんですけども、維持費が安くなるというのはどういうときですか。

【事務局】

維持費が安くなるのは、委託料など市から出している支出をいかに抑えられるかということですが、浄化槽法により行わなければならない検査や点検、清掃などが義務付けされていますので、作業を省略することはできません。しかしながら、支出を抑えるための見直しは必要かと思います。

使用料の計算としては、人槽ごとに計算されていますので、古くなったら修繕費はかかるかと思いますが、基数の増減については収支にはあまり影響しないものと思われます。しかしながら、今後、ますます、高齢者世帯が増えることにより、減免も増えてきますので、使用料収入に影響が出てくると思います。

【委員長】

委託料などの経費の見直しについては、直ちにでもやっていただきたいことだと思うのですが、減免制度の見直しと同列に並ぶようなものではなくて、減免制度の見直しは将来を見据えながら慎重にご検討をいただくような性格のものだと思うので、ここは切り離して考えていただくのがいいのかなと思います。

【委員長】

使用料の見直しの表記については、まずもってすべきことや、将来を見据えて検討していかなければならないこと、そのうえで値上げが必要な場合にどうするのかということなど、多少、次回までに変更があるかもしれませんが、将来的にはこうしたことがありうるんだということについては、答申案に示させていただく、そういった方向で整理をさせていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

-委員、了承-

【委員長】

では、本日の協議案件は以上でよろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

4.その他

次回、第6回検討委員会

開催日：令和元年 11 月 21 日（木）午後 1 時～午後 3 時まで

会 場：飯南コミュニティセンター 2階会議室